

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特殊車両の通行許可
根拠条例・規則等名		道路法
条 項		第 47 条 の 2 第 1 項
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話：048-829-1486)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	道路法第 47 条 の 2 第 1 項の規定により、道路管理者が通行条件を付して通行を許可することができる車両の寸法及び重量を特殊車両通行許可限度算定要領により算定する。
	設定等年月日	昭和 53 年 12 月 1 日設定 平成 10 年 3 月 31 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	新規申請及び変更申請の場合 3 週間以内 更新申請の場合 2 週間以内 ただし次の①～③のすべてに該当する場合に限る ① 申請経路が道路情報便覧記載路線で完結している ② 申請車両が超寸法車両及び超重量車両でない ③ 申請後に、申請経路や諸元等の申請内容変更がない
	設定等年月日	令和 6 年 5 月 9 日設定 年 月 日最終改正
備 考		